

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊今津駐屯地
第397会計隊今津派遣隊長 山下 史織

令和7年5月21日付公告（公告第35号）した内容について、下記のとおり変更する。

記

○ 変更前

入札公告

2 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上であること。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術士又は主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 二級建築士、2級建築施工管理技士のいずれか（これと同等以上の資格を有する者）
- (9) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」のうち

入札説明書

4 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上であること。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 二級建築士、2級建築施工管理技士のいずれか（これと同等以上の資格を有する者）

○ 変更後

入札公告

2 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」「土木一式工事」のいずれかで級別

の格付を受け

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上、「土木一式工事」D等級以上のいずれかであること。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術士又は主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 二級建築士、二級建築施工管理技士、二級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別：土木）のいずれか（これと同等以上の資格を有する者）
- (9) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」、「土木一式工事」のいずれかのうち

入札説明書

4 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」「土木一式工事」のいずれかで級別の格付を受け
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上、「土木一式工事」D等級以上のいずれかであること。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 二級建築士、二級建築施工管理技士、二級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別：土木）のいずれか（これと同等以上の資格を有する者）